

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成28年4月～6月）

1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
青森県 平成28年(調)第1号事件	福祉施設からの騒音被害防止請求事件	28.4.26
群馬県 平成28年(調)第2号事件 (参加)	リサイクル工場からの悪臭・騒音被害防止等請求事件	28.4.15
長野県 平成28年(調)第1号事件	薪ストーブ煙害防止請求事件	28.4.28
東京都 平成28年(調)第1号事件	自動車修理工場からの騒音及び粉じん防止請求事件	28.4.14
東京都 平成28年(調)第2号事件	保育所からの騒音低減請求事件	28.6.3
京都府 平成28年(調)第1号事件	大型バス駐車場設置による騒音・振動等のおそれ公害防止等請求事件	28.4.14
京都府 平成28年(調)第2号事件	木材加工工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	28.5.9
大阪府 平成28年(調)第2号事件	家庭用燃料電池からの騒音・振動被害防止請求及び損害賠償請求事件	28.6.2
愛媛県 平成28年(調)第1号事件	風車建設による低周波音等のおそれ公害防止等請求事件	28.6.14
宮崎県 平成28年(調)第1号事件	リサイクル・分別工場からの騒音・振動・粉じん公害被害防止等請求事件	28.4.15

2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
青森県 平成28年(調) 第1号事件 [福祉施設からの騒音被害防止請求事件]	青森県 住民1人	社会福祉法人	平成28年4月26日受付 被申請人は、特別養護老人ホームを営んでおり、そこから発生する騒音等により、申請人は心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人は、エアコン、床暖ヒートポンプ、ランドリー、エコキュートから発生する音を低くすること。	平成28年5月20日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
埼玉県 平成28年(調) 第2号事件 [浴室換気扇からの悪臭被害防止請求事件]	埼玉県 住民1人	埼玉県 住民1人	平成28年1月8日受付 被申請人宅の浴室の換気扇が申請人宅に向いており、被申請人宅の浴室の臭気が申請人宅に流入する。毎日長時間に及ぶカビやドブのような臭いにより、申請人は苦痛と健康面での不安を感じている。よって、被申請人は、被申請人宅の浴室に設置されている換気扇からの臭気を低減する措置を取ること。	平成28年4月11日 調停成立 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
東京都 平成26年(調)第1号事件 [清掃事務所からの騒音防止請求事件]	東京都 住民1人	区(代表者 区長)	平成26年1月30日受付 清掃事務所からの騒音・悪臭によって被害を被っている。よって、被申請人は、①清掃車の出入りと、清掃作業員の送迎乗車を、清掃事務所の西側道路ではなく東側で行うこと。②清掃事務所内におけるごみ圧縮作業を中止すること。③清掃事務所の土曜日・祝日の作業は東側道路付近で行うこと及び日曜日、祝日の清掃事務所の稼働を中止すること。	平成28年6月21日 調停打ち切り 調停委員会は7回の調停期日の開催等手続きを進め、再度騒音測定をすることを勧めたが、申請人の意向により調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 平成27年(調)第2号事件 [家庭用ヒートポンプ給湯器からの騒音・低周波音被害防止請求事件]	東京都 住民2人	東京都 住民1人	平成27年5月12日受付 被申請人宅のエコキュートから発生する低周波音により健康被害を受けている。よって、被申請人は①エコキュートの使用を停止すること。②エコキュートを電気温水器、ガス給湯器などの低周波音を発生させない機械に交換すること。	平成28年5月9日 調停成立 調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
東京都 平成27年(調)第5号事件 [マンション内公開空地等からの騒音防止等請求事件]	東京都 住民3人	マンション 管理組合	平成27年8月28日受付 被申請人が管理する空地からの騒音によって被害を被っている。よって、被申請人は、(1)マンションの広場状空地、歩道上空地及び公開空地での①球技の全面禁止②ローラースルー、スケートボード、一輪車等遊技乗物の走行全面禁止③縄跳び等運動の禁止④駐輪禁止と自転車走行の禁止。(2)庭木剪定作業は、飛散防止しながら手作業で行い、チェーンソーを使用しないこと。(3)ベランダ屋外での洗濯物干し、布団干しの禁止、布団叩きの禁止。(4)工事をする場合は事前に連絡すること。	平成28年6月2日 調停打切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 平成27年(調)第6号事件 [マンション内自主管理公園等からの騒音防止等請求事件]	東京都 住民3人	マンション 管理組合	平成27年8月28日受付 被申請人が管理する公園からの騒音によって被害を被っている。よって、被申請人は、(1)マンションの自主管理公園での①球技の全面禁止②ローラースルー、スケートボード、一輪車等遊技乗物の走行全面禁止③縄跳び等運動の禁止④駐輪禁止。(2)申請人宅の北側道路上での①球技の全面禁止②ローラースルー、スケートボード、一輪車等遊技乗物の走行全面禁止③縄跳び等運動の禁止。(3)庭木剪定作業は、飛散防止しながら手作業で行い、チェーンソーを使用しないこと。(4)ベランダ屋外での洗濯物干し、布団干しの禁止、布団叩きの禁止。(5)工事をする場合は事前に連絡すること。	平成28年6月2日 調停打切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
石川県 平成28年(調)第1号事件 [道路からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件]	石川県 住民2人	市(代表者 市長)	平成28年1月12日受付 国道A号線と市道B号線が連結されたため、申請人住居が市道に突出した住宅環境になった。申請人住居横の市道B号線を通り抜ける多数の走行車の場景及び騒音により精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人は、①市道B号線の道路管理者として、「終日大型車・中型車進入禁止」、「時間規制」を早期に実施すること、②①の要望と同時に走行車の速度規制についても、関係機関と協議を行い、早期に実施すること、③市道B号線を「生活道路」として認識している以上、	平成28年5月25日 調停打切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			通り抜けのみに市道を利用する車をさらに自主規制させる効果ある対策を早期に実施すること、④現在に於いても上記措置を執らない為、相当の慰謝料及び住居建具を防音サッシに取り替える費用59万5千円を支払うこと。	
静岡県 平成28年(調)第1号事件 [自動車修理工場からの悪臭・騒音防止請求事件]	静岡県 住民1人	自動車修理工場	平成28年3月22日受付 被申請人が営む自動車修理工場からの悪臭・騒音によって被害を被っている。よって、被申請人は、作業中の悪臭・騒音に対する十分な対策をとること。	平成28年5月19日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
愛知県 平成27年(調)第3号事件 [工事による地盤沈下のおそれ公害防止請求事件]	愛知県 住民2人	市(代表者 上下水道局長)	平成27年11月2日受付 被申請人は、平成26年5月頃に浸水対策を目的とし、降雨を排水するため新たに道路下に下水道管を布設する工事に着工した。しかし、平成27年8月24日、申請人の住所地の北側に隣接する郵便局及び申請人の住所地の土地に近接する土地に道路陥没が発生した。本件工事計画には欠陥があり、申請人ら住所地の交差点南側道路には、他の工事現場と異なり、内径2600ミリの既設の下水道管があるにもかかわらず、内径2400ミリの下水道管を上下に重ねて折り返して設置しようとする不自然かつ危険な工事計画となっている。それに加えて、本件工事によるトンネル推進掘削工事の方法が誤っていたために、申請人ら所有地付近の土地に空洞が発生し、道路陥没が発生した可能性が高い。また、被申請人は、平成26年12月に、申請人らが所有する土地建物に隣接する車道で試掘を行っていたが、その試掘のために昼夜車道に車両が通過する度に強い振動が生じ、申請人らが家屋内に居てもその振動が感じられる状態が続いたことから、本件工事前の地盤調査が不十分であった疑いが十分といえる。さらに、本件工事の施工は建築基準法施行令136条の3第3項に違反する危険なものといえるか同条に予定するのと同程度に危険なものといえ、違法な工事である。被申請人の違法な工事の施工により申請人らの土地・建物が陥没し、居住できな	平成28年6月14日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			くなれば、申請人らの土地・建物の所有権が侵害されることは明らかであるため。よって、被申請人は、申請人住所地付近の工事を直ちに差し止めること。	
三重県 平成28年(調)第 1号事件 [廃棄金属リサイクル施設からの騒音等被害防止請求事件]	三重県 住民1人	廃棄金属リサイクル会社	平成28年1月25日受付 事業所において、運んできた金属をダンプから地面に落とすときの音、大型重機で金属を積み上げる音、大型トラックへ金属を積み込む音が、70dB以上で、瞬間的には90dBを超える。また、重機で金属を押し込むために起こる揺れは地震そのものであり、そのまま続けば家の傾きや壁のひび割れにつながらないか不安である。自営業で毎日家におり、このような状況下で不安な生活をしていて、体調が優れず、仕事も手につかない。よって、被申請人は、①事業所の移転、②事業の廃業、③①又は②の措置をとることが難しい場合には、申請人が移転しても良いので、それに係る費用を全額負担、④①～③の措置をとることが難しい場合には、防音壁を設置し当方より30m離れた場所で作業すること。	平成28年6月16日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
大阪府 平成27年(調) 第3号事件 [スーパーマーケットからの悪臭・騒音被害防止等請求事件]	大阪府 住民8人	スーパーマーケット	平成27年6月29日受付 被申請人が展開するスーパーマーケットの新規開店と同時に、店舗西側排気口及び店舗屋上駐車場の排気ダクトから鮮魚・精肉、揚げ物等の異臭が発生し、申請人らは被害を受けた。さらに、来店者の車が当該店舗屋上駐車場を利用する際に、昇降スロープを通過する際に発生する騒音被害も受けている。申請人らから被申請人に上記被害に係る対策を求めたところ、排気ダクトのスイッチは切断されたものの、未だ異臭の排出や騒音被害が続いている。よって、被申請人は、①店舗西側住宅4軒の玄関に面した排気口(10箇所)の撤去をすること、②排気ダクト(店舗屋上駐車場)の撤去若しくは住宅面を避けた北面・東面への移転又は店内でダクト処理をとること、③車昇降スロープを全面アスファルト舗装の措置を講じること、④植木の手入れ、雑草の伐採と水やりの措置をとること。	平成28年4月19日 調停成立 調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 平成 27 年(調) 第 4 号事件 [塗装事業所からの粉じん被害防止等請求事件]	大阪府 住民 1 人	塗装会社 4 社	平成27年10月26日受付 平成27年7月に、申請人の駐車場近隣の塗装工場からの塗料の粉じんが申請人の所有する車に付着し、申請人は4事業社への修繕要請、市役所等への苦情相談を行ったが解決に至らなかった。よって、被申請人らは、①工場からの塗料の粉じんにより汚れた車を修繕すること、②今後工場からの粉じんにより、車が汚れることのないように対策をとること。	平成 28 年 4 月 11 日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
大阪府 平成 27 年(調) 第 5 号事件 [造成工事による振動被害現状回復等請求事件]	大阪府 住民 8 人	住宅販売会社 水道工事会社	平成27年11月4日受付 被申請人らは平成27年4月中旬より、申請人居住地直近である田の造成工事を始めた。工事着工以来、10tクラスの大型貨物自動車やミキサー車等が申請人ら居住地の狭い生活道路を我が物顔で走行したことや、土地改良工事用の大型ユンボ等と土を掘り起こしたことによる振動で家屋壁面等に被害が発生した。よって、被申請人らは、①事業活動において被害を被った家屋壁面等の修理、現状回復すること、②事業活動において被った精神的苦痛の謝罪をすること。	平成 28 年 4 月 25 日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
佐賀県 平成 26 年(調) 第 1 号事件 [病院の焼却設備からの排煙による悪臭被害防止等請求事件]	佐賀県 住民 1 人	医療法人	平成26年7月31日受付 被申請人の病院敷地内に設置されている焼却設備の排煙の悪臭・異臭により、申請人は生活に支障をきたすとともに、健康被害・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①焼却設備の稼働を直ちに停止すること、②焼却設備を他に移転すること、③申請人に対し、金200万円の損害賠償金を支払うこと、④平成26年8月1日以降、焼却設備の稼働停止期間を除き、1か月当たり10万円の損害賠償金を支払うこと。	平成 28 年 5 月 31 日 調停成立 調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
佐賀県 平成 27 年(調) 第 1 号事件 [金属加工工場からの騒音被害防止請求事件]	佐賀県 住民 2 人	金属加工会社	平成27年6月24日受付 被申請人の操業する金属加工工場は、申請人らの住宅敷地場と境界により接している。そのため、操業に伴う様々な騒音(工場の扉の	平成 28 年 6 月 16 日 調停成立 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			開閉音、工場内での金属加工音、敷地内にトラックが出入りする際の音、クレーンで鉄板や鉄パイプを移動させる際の音等)により、申請人の平穏な生活環境が奪われている。よって、被申請人は、以下の音量を超える騒音は発生させないこと。①昼間:50dB、②朝・夕:45dB、③夜間:45dB	者双方が受諾し、本件は終結した。
沖縄県 平成 27 年(調) 第 1 号事件 [製糖工場騒音・振動等に関する被害防止請求事件]	沖縄県 住民 1 人	食品製造会社	平成27年10月27日受付 被申請人の工場が稼働することにより、申請者自宅において騒音・低周波音・振動による自宅建物のがたつき、亀裂、睡眠妨害等の被害及びばいじん等排出物飛散による汚染の被害が生じている。よって、被申請人は、①12～4月頃の製糖シーズンにおいて、工場から発する夜間の騒音・低周波音・振動が申請人宅に届かないよう必要な措置を講ずること。②上記製糖シーズンにおいて、ばいじん等の排出物が申請人宅に飛散することがないように、遮蔽などの必要な措置を講ずること。	平成 28 年 4 月 25 日 調停成立 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続きを進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。